

食肉業界では「食肉の表示に関する公正競争規約」が定められている。これは、昭和44年秋に東京都で起こった、ひき肉の不当表示事件（豚肉にウサギの肉を混入させて豚ひき肉と表示して販売した事件）を契機として、まず東京都において認定施行され、その後、各県別に規約が認定施行された経過を経て、平成7年10月、全国统一規約として一本化されたものである。

1. 景品表示法

公正競争規約の根拠は景品表示法で、正式な名称を「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和37年制定）といい、①過大な景品付販売や不当表示の禁止 ②違反行為に対する排除命令 ③公正競争規約制度 を主な内容としている。

2. 公正競争規約

公正競争規約は、景品表示法の規定を受けて、販売業者または事業者団体が、景品や表示に関する事項について自主的に設定する、業界のルールである。

法律そのものにおいては、各々の商品の具体的な表示基準や表示義務・表示方法は定められておらず、各事業者団体が、自主規制を行うための協定や規約を、公正取引委員会の認定を受けて設定することができる。

3. 公正取引協議会（公取協）

こうして設定された公正競争規約は、業界の自主規制機関によって運用される。これが公正取引協議会である。公正取引協議会は、規約に参加する販売業者及び事業者団体をもって構成し、規約の周知徹底・相談・指導、規約違反の調査、規約違反に対する措置、違反の防止、消費者からの苦情処理、法令の普及、関係官公庁との連絡などに当たっている。

全国には不動産や食料品、酒類、日用品、医薬品、自動車など、百以上の公正競争規約に基づく公正取引協議会が設立され、各業界が自らの力で正しい表示に努めている。

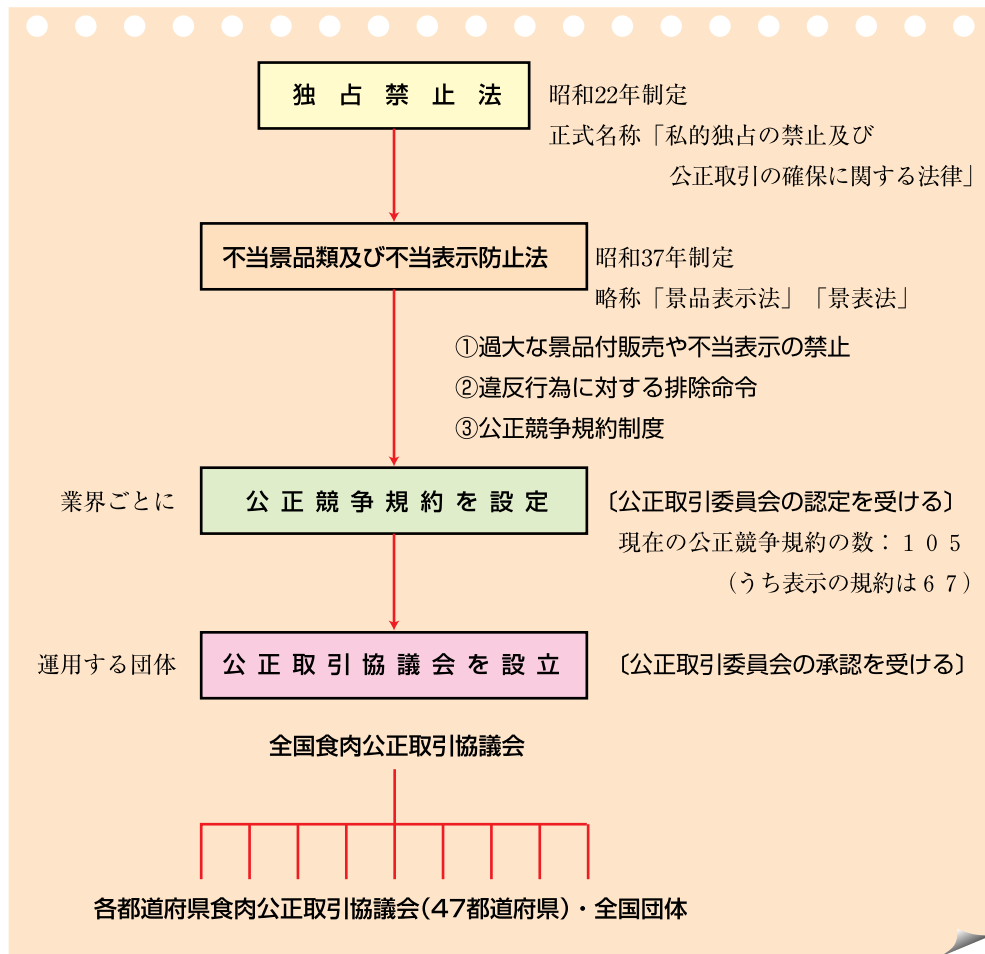
食肉業界においては、食肉公正競争規約の実施機関として、各都道府県ごとに食肉公正取引協議会が設置され、これらが全国食肉公正取引協議会を形成している。

4. 公取協の会員

食肉公取協の会員は、全国食肉公正取引協議会では、①各都道府県食肉公正取引協議会②全国団体及び法人（小売や卸売の全国団体等）である。

各県公取協では、①食肉小売販売業者（専門店・量販店・生協・農協など）

②小売販売業者以外の食肉販売業者（食肉卸売業者、業務用卸売業者など）である。



加工品については、別にハム・ソーセージ類の公正競争規約がある。



→景品表示法第12条▶(139ページ)